

要介護認定の流れ

要介護認定の手続きの流れ



福岡市要介護認定事務センター
092-711-6030

計画相談でも代行可能

介護保険申請は65歳（40歳）の誕生日3か月前から介護保険申請が可能。

区分認定更新時（過去に要介護認定を受けたことがあるが非該当であった場合）は期限の2か月前から申請の受付が可能。

申請後は要介護認定事務センターにて認定調査日や認定会議の日程を確認することが可能。

その際には利用者名、確認のための生年月日の情報が必要。

障がい福祉サービスの利用者が65歳に到達する際は

障がい福祉サービスを利用していた方が65歳に到達する際は、以下の流れで動くことが良いでしょう。

- 申請を行う。**障がい福祉サービスで「介護給付」を利用していれば介護保険対象者となるため、要介護認定の申請を誕生日3ヶ月～2か月前から申請を行う。（介護給付を利用していない場合は介護保険外のサービスのため必要はない）
要介護認定にはおよそ2か月かかるため、できるだけ早い方が望ましい。これは、介護認定が出た場合にケアマネジャーの選任や利用している居宅介護事業所等が介護保険に対応していない場合に探す必要があるため。
- 最寄りの地域包括へ連絡。**これは、認定が出た際に「要支援」であれば地区の地域包括が担当ケアマネジャーとなるため。また、要介護が出た際も地域包括からケアマネジャーをあっせんしてもらうため。
必要であれば、ご本人の同意を得たうえで身体アセス等を伝えることもある。
- 要介護認定の結果確認。**結果はご本人宅に郵送で届くが、届いてからでは支援が途切れてしまう場合もある。確認を急ぐ場合は「要介護認定事務センター」へ電話をして聞くこともできる。その際は電話口にてご本人による本人確認が必要となるため、ご本人同席のもと電話をすることとなる。
- 受給者証の期限に認定が間に合わなかった場合は、区分認定の機関が残っていれば延長できる場合がある。早めに担当区行政窓口にて確認が必要となる。